

## <用語の定義>

- 1) 開かずの踏切
  - ・ピーク時間の遮断時間が 40 分／時以上の踏切
- 2) 自動車ボトルネック踏切
  - ・一日あたりの踏切自動車交通遮断量が 5 万台時以上の踏切
- 3) 歩行者ボトルネック踏切
  - ・一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万台人時以上、かつ、一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和が 5 万台時以上になる踏切
- 4) 歩道が狭隘な踏切
  - 1) 以下の全てに該当する踏切道
    - ・前後道路の車道部幅員が 5.5m以上
    - ・前後の歩道に比べ、歩道が 1.0m以上狭い踏切
    - ・1日の自動車交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上
    - ・1日の歩行者交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上
  - 2) 以下の全てに該当する踏切道
    - ・前後道路全幅に比べて踏切道内全幅が 2.0m以上狭い
    - ・踏切道内全幅が 5.5m未満
    - ・前後道路に歩道が設置されている
    - ・自動車及び歩行者交通量の基準については、1)と同様
- 5) 通学路要対策踏切
  - ・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要がある踏切
- 6) 事故多発踏切
  - ・直近の 5 年間において、2 回以上の事故が発生した踏切
- 7) 移動等円滑化要対策踏切
  - ・鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）が交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切